

新潟県森林整備地域活動支援推進事業実施要領

森林整備地域活動支援推進事業（以下「推進事業」という。）の実施については、「林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領」（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号 林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）及び「新潟県林業関係交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

第 1 交付対象経費及び交付基準

交付対象経費及びこれに対する交付の基準は、交付要綱別表 C－1 に定めるところとする。

第 2 申請手続

- 1 国実施要領別表 2 の 2 の 1 の (2) の ⑧ の ア の (イ) の交付申請は、交付要綱第 4 に基づく交付申請によって代えることとする。
- 2 市町村長は、森林整備地域活動支援推進事業交付金交付申請書（以下「交付申請書」という。）及び添付書類を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、提出された事業計画書の内容が適切と認められるときは予算の範囲内で交付決定を行い、その旨を通知する。

第 3 事業計画の変更

- 1 市町村長は、交付要綱別表に定める重要な変更を行う場合、交付要綱第 5 に基づき事業計画変更承認申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときは変更交付決定を行い、市町村長にその旨を通知する。

第 4 遂行状況報告

- 1 市町村長は、交付要綱第 10 の状況報告について、事業実施年度の 9 月 30 日時点における事業遂行状況を交付要綱別記（森林整備地域活動支援推進事業）の遂行状況報告書により作成し、10 月 20 日までに知事へ提出するものとする。
- 2 前項に規定する時期のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村長に対して当該事業の遂行状況について報告を求めることができる。

第 5 実績報告

国実施要領別表 2 の 2 の 1 の (2) の ⑨ の (ア) の推進事務に係る実績の報告を、交付要綱第 11 の実績報告によって代えることとし、市町村長は、知事に実績報告書を提出するものとする。

第 6 検査

知事は、市町村長から実績報告書の提出があったときは、速やかに完了検査を行うものとする。完了検査は、新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和 48 年 11 月 20 日付け新潟県告示第 1591 号）及び新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和 53 年 10 月 13 日付け林第 1310 号）に基づき、審査を行うものとする。

第7 森林整備地域活動支援推進事業予定調書の作成

推進事業を実施しようとする市町村長は、当該年度に実施する事業につき、森林整備地域活動支援推進事業予定調書（別記様式第1号）を作成し、前年度の10月1日までに知事に提出するものとする。

第8 提出部数

市町村長が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由するものとし、提出部数は2部（知事1部、地域振興局長等1部）とする。

第9 執行委任

新潟県財務規則（昭和39年新潟県規則第12号）第3条第1項によって地域振興局長等に執行が委任された事業については、第2、第3、第5及び第6において「知事」とあるのを「地域振興局長等」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

この要領は、平成18年4月3日から適用する。

この要領は、平成19年4月2日から適用する。

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

この要領は、平成21年5月29日から適用する。

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

この要領は、平成25年7月1日から適用する。

この要領は、平成26年5月20日から適用する。

この要領は、平成27年6月12日から実施し、平成27年度事業から適用する。

この要領は、平成28年6月9日から実施し、平成28年度事業から適用する。

この要領は、平成29年6月29日から実施し、平成29年度事業から適用する。

この要領は、平成30年7月20日から実施し、平成30年度事業から適用する。

この要領は、令和元年9月4日から実施し、令和元年度事業から適用する。

この要領は、令和5年5月16日から適用する。

この要領は、令和6年5月27日から適用する。

この要領は、令和8年5月26日から適用する。

番
年
月
日

様

市 町 村 長

印

年度森林整備地域活動支援推進事業予定調書の提出について

新潟県森林整備地域活動支援推進事業実施要領第 7 の規定により、下記のとおり事業
予定調書を提出します。

記

- 1 添付書類
森林整備地域活動支援推進事業予定調書

森林整備地域活動支援推進事業予定調書

市町村名 _____

事業区分	事業内容	事業費	備考
確認事務費			
交付金支払事務費			
市町村推進費			
通信運搬費			
消耗品費			
計			